

受診が必要な学校感染症一覧

江田島市立江田島小学校

出典 「学校において予防すべき感染症の解説」

〈令和5年度改訂〉より

公益財団法人 日本学校保健会 発行

令和7年1月22日 作成

下の表にある感染症に感染した場合、医師の診断を受けていただく必要がある感染症です。治療証明を提出していただくことで欠席とはならず「出席停止」の扱いとなります。

ただし、第3種の感染症に関しては、主治医又は受診された病院の医師の判断により、登校できる場合もありますので、分からないこと等ありましたら、学校までお問い合わせください。

第1種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘瘡　南米出血熱　ペスト マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎　ジフテリア 重症急性呼吸器症候群　中東呼吸器症候群　特定鳥インフルエンザ
第2種	<u>インフルエンザ</u> <u>新型コロナウイルス感染症</u> （下線の感染症は保護者の記入となります） 百日咳　麻疹　流行性耳下腺炎　風しん　水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱　髄膜炎菌性髄膜炎　結核
第3種	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス　パラチフス 流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎　A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症　ロタウイルス感染症　アデノウイルス感染症） マイコプラズマ感染症　インフルエンザ菌感染症　肺炎球菌感染症 溶連菌感染症　伝染性紅斑（りんご病）　RSウイルス感染症 手足口病　ヘルパンギーナ　など